

① 件名						
石巻市勤労者生活安定資金融資制度の拡充について						
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）						
<p>【背景】 本制度は大企業と中小企業の福利厚生面での格差是正するために創設された制度であり、東北労働金庫が窓口となり、市が預託した金額（1千万円）の4倍までの融資枠を設定し、低金利で中小企業の勤労者に対し融資を行っているが、震災以降、被災地域において市中金融機関等が低金利の金融商品等を拡充したことなどにより、本制度の利用が低調に推移しているため、東北労働金庫と制度の見直しについて協議を行ってきた。</p> <p>【目的】 融資内容の改正を行い、勤労者の生活安定に寄与していくもの。</p>						
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性						
<p>【根拠法令】 石巻市勤労者生活安定資金融資規則（平成17年4月1日規則第184号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第3章：地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第2節：いきいきと働ける就業環境を創出する 2：就業環境の改善を図る</p>						
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）						
過去の実績推移（平成28年度については平成29年1月末現在の実績）						
年度	融資（貸付実行）		年間完済件数	年間償還金額（円）	年度末債務残高	
	件数	金額（円）			件数	金額（円）
23	1	1,000,000	8	9,251,875	25	16,988,027
24	2	2,280,000	7	4,682,352	20	14,585,675
25	2	4,000,000	2	4,280,119	20	14,305,556
26	1	500,000	5	3,923,852	16	10,881,704
27	0	0	5	3,543,842	11	7,337,862
28	0	0	4	2,529,715	7	4,808,147
上記のとおり、利用実績が年々低下していることを踏まえ、本改正に至ったもの。						

⑤ 主な内容

1 預託倍率の変更について

現状では預託金1,000万円、預託倍率4倍（融資枠4,000万円）にて運用。過去の融資実績を勘案し、預託倍率を2倍（融資枠2,000万円）に引き下げても運用は可能。
 預託倍率の変更により、金利の引き下げを図る。

2 改定内容について

現行制度						
用途区分	融資額	償還期間	標準金利	預託倍率	金利減率	適用金利
生活安定資金	200万円以内	7年以内	2.750	4.000	▲ 0.250	2.500
教育資金	200万円以内	10年以内	2.100	4.000	▲ 0.250	1.850
改定後						
用途区分	融資額	償還期間	標準金利	預託倍率	金利減率	適用金利
生活安定資金	100万円以内	7年以内	3.000	2.000	▲ 0.500	2.500
教育資金	300万円以内	10年以内	2.000	2.000	▲ 0.500	1.500
自動車資金	200万円以内	7年以内	2.100	2.000	▲ 0.500	1.600

3 自動車資金新設

現行制度では「通勤に供する自動車の購入に必要な資金」について生活安定資金の中で対応しているものを、新たに用途区分に加える。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

用途区分の拡充及び低金利化（生活安定資金を除く）を図り、より勤労者が利用しやすい制度に改正し、勤労者の生活安定に寄与する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

平成28年度に自動車資金を新設した県内自治体の例

（単位：件）

自治体名	新設商品	平成28年度の融資件数	うち新設制度の実績
宮城県	自動車資金	11	9
仙台市	自動車資金	24	8
東松島市	自動車資金	0	0
気仙沼市	自動車資金	3	0
名取市	自動車資金	0	0

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年3月 石巻市勤労者生活安定資金融資規則の一部改正（平成29年4月1日施行予定）

⑨ その他